

## 個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、患者の診療情報提供書および検査結果（以下「書類」という。）を医療機関Xに送付すべきところ、医療機関Yへ誤送付した事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、患者ID、診療内容、検査結果等

### 2 事案の経過

○令和6年1月5日（金）

主治医Aが、患者の書類を、医療機関Xに送付すべきところ、誤って医療機関Yに郵送した。

○令和6年1月12日（金）

10時頃

医療機関Yの担当者から、主治医Aの上長である医師Bが電話連絡を受け誤送付が発覚。医療機関Xに送付する書類の作成時に、電子カルテに登録のあった医療機関Yを誤って選択し、医療機関Yへ同書類を送付していた。

医師Bが、医療機関Yに謝罪するとともに、書類の返却を依頼した。

12時頃

医師Bが、患者家族に電話で経緯を説明し、謝罪した。

### 3 誤送付の原因

医師が、医療機関の宛先を誤って入力してしまったため。

### 4 再発防止策

医師に対し、診療情報提供書を作成する際、医療機関名の確認を徹底するよう厳重注意した。

センター職員に対し、個人情報の取り扱いについて再度、注意喚起を行う。